



高枝ばさみの SG 基準（公開用）

一般財団法人 製品安全協会

高枝ばさみ 専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	福田 勝己	東京工業高等専門学校	
(委 員)	石川 康博	公益社団法人日本通信販売協会	
	岡田 博文	コーナン商事株式会社	
	岡本 篤	株式会社ムサシ	
	小林 武夫	一般財団法人日用金属製品検査センター	
	佐々木 靖	日本生活協同組合連合会	
	瀧川 重隆	アルスコポレーション株式会社	
	藤野 博史	株式会社カインズ	
	星野 兼磁	株式会社ホシノ	
	若月 壽子	主婦連合会	
(関係者)	経済産業省 製造産業局生活製品課		
	経済産業省 産業保安グループ 製品安全課		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会		

高枝ばさみの S G 基準

SG Standard for Pole Pruner

1. 基準の目的

この基準は、高枝ばさみの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、高所の枝等の採取やせん定などを行うため、刃部、操作部及びポール部から構成される園芸に用いる手動式はさみ（以下「高枝ばさみ」という）について適用する。

3. 種類

高枝ばさみの種類は、次のとおりとする。

(1) 操作部の形による分類(参考付図 1 参照)

A 形 : レバー又はハンドルによって刃部を操作するもの

A 1 形 : レバー又はハンドルの長さが 250mm 未満のもの

A 2 形 : レバー又はハンドルの長さが 250mm 以上のもの

B 形 : 握りひもによって刃部を操作するもの

(2) ポール部の構造による分類(参考付図 2 参照)

I 式 : ポール部を延長できないもの

II 式 : ポール部を延長できるもの

4. 用語の定義

この基準で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

刃 部 : 切り刃、受け刃、支点等から構成され、枝等の切断を行う箇所。

操 作 部 : レバー、ハンドル又は握りひもによる操作機構部から構成され、枝等の切断のための操作を行う箇所。

ポール部 : 刃部と操作部を連結する箇所。

5 安全性品質

高枝ばさみの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. 高枝ばさみの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体を傷つけるおそれのあるばり、とがり、まくれ等がないこと。ただし、刃先など切断に要する部分のとがりは、除く。 (2) 刃先など切断に要する部分は、保管、運搬等の使用しないとき、危害を与えない構造であること。 (3) 部品及び付属品を組み立てるものにあつては、それらが適切かつ確実に取り付け、取り外しができる構造であること。	
2. 強度	2. 高枝ばさみの強度は、次のとおりとする。 (1) 転倒試験を行ったとき、破損しないこと。 (2) 操作機構部への負荷試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (3) 採取部を有するものにあつては、採取部の保持力が表示保持力取扱説明書 2. (2) 基本仕様 C に示す保持力の ○ 倍以上であること	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 材料 4. 付属品	(4) II 式にあつてはポール接続部の引張試験を行ったとき、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。 3. 耐食性材料以外の材料は、防せい処理が施されていること。ただし、刃先などの切断に要する部分は除くものとする。 4. 付属品は、高枝ばさみの使用上の安全性を損なわないものであること。	

6 表示及び取扱説明書

高枝ばさみの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)は一般消費者が容易に理解できるよう該当する見やすい箇所に大きな文字等でその趣旨を表示すること。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年若しくは輸入年又はその略号 (3) 使用上の注意 a. 刃部（はさみ）の中に手を入れないこと。 b. 使用する前に各部が確実に取り付けられているか確認すること。 c. 使用する前に取扱説明書をよく読んでから使用すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す趣旨の事項を明示した取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。 なお、(3)～(5)については、一般消費者が容易に理解できるよう図を併記すること。 また、(1)及び(6)については、枠付け、色分け、アンダライン、より大きな文字の使用など特に目立つ配慮をすること。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。 (2) 基本仕様 a. 全長 b. ボール部延長の方法 c. 採取部の標準的な保持力 (3) 各部及び部品の名称並びに構成。ただし、付属品があるものにあつては、その名称。 (4) 部品等を取付け、取外しするものにあつては、その方法と手順。 (5) 使用方法 (6) 使用上の注意 a. 使用する前に各部が確実に取り付けられているか確認すること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	b. 刃部(はさみ)の中に手を入れないこと。 c. 感電を防止するため、電線の近くでは使用しないこと。 d. 足もとの注意が散漫になるので、屋根や脚立に上がって使用しないこと。 e. 枝などが落ちてきて、思わぬけがをすることがあるので、落下物の真下では使用しないこと。子供やペットについても、同様の注意をすること。 また、落下物によるけがを防ぐため、保護メガネ、帽子等を着用すること。 f. 使用する前に点検をして、異状の有無を確認すること。 g. 他の目的には、使用しないこと。 (7) メンテナンス、点検及び保管方法 (8) S G マーク制度は、高枝ばさみの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること (9) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号	